

IX 特別管理産業廃棄物

1 特別管理産業廃棄物とは

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもので、施行令第2条の4で定めるものは「特別管理産業廃棄物」として指定されています。

特別管理産業廃棄物は、保管、運搬及び処分に際して、産業廃棄物より**厳しい基準**が定められています。

(1) 特別管理産業廃棄物の種類と具体例

種 類		具 体 例
廃油(引火性廃油)		揮発油類、灯油類及び軽油類（難燃性のタールピッチ類等を除く） （第4類危険物のうち、第3、第4石油類、動植物油以外のものなど）
廃酸(廃強酸)		pH2.0以下の酸性廃液(廃硫酸、廃塩酸など)
廃アルカリ(廃強アルカリ)		pH12.5以上のアルカリ性廃液(廃苛性ソーダ液など)
感染性産業廃棄物		感染性のある又はそのおそれがある産業廃棄物 （病院や研究機関などから排出される産業廃棄物であって、感染のおそれがあるもの）
主 な 特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
	PCB汚染物	PCBが染み込んだ汚泥や木くず、繊維くず、PCBが塗布若しくは染み込んだ紙くず、PCBが付着若しくは封入された廃プラスチック類や金属くず、又はPCBが付着した陶磁器くずやがれき類 （コンデンサ・トランス、照明器具の安定器など）
	PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る）
	廃水銀等	規則別表第1に掲げる施設（69ページ参照）において生じた廃水銀又は廃水銀化合物。水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品が産廃となったものから回収した廃水銀
	鉍さい	環境省令で定める基準*を超えて重金属等を含むもの
	廃石綿等(アスベスト)	石綿建材除去事業に係るもの又は大気汚染防止法の特定粉じん発生施設が設置されている事業場から生じたもので飛散するおそれのあるもの （吹付け石綿、石綿含有保温材、除去工事使用の器具・機材など）
	その他	特定の施設*で生じた次の廃棄物
	燃え殻	環境省令で定める基準*を超えて重金属等、ダイオキシン類を含むもの
	ばいじん	環境省令で定める基準*を超えて重金属等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの
	廃油	有機塩素化合物等、1,4-ジオキサンの廃溶剤
	汚泥、廃酸又は 廃アルカリ	環境省令で定める基準*を超えて重金属等、PCB、有機塩素化合物等、農薬等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの

※ 特定の施設及び環境省令で定める基準については、法令により確認してください。

(2) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、事業場ごとに、その処理に関する業務を適切に行わせるため、「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置かなければなりません（法第12条の2第8項）。また、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則第37条の規定により、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置又は変更したときは、その旨を札幌市長に報告する必要があります。

なお、建設工事に伴い発生する廃棄物の排出事業者は元請業者となることから（61ページ参照）、廃石綿等が生じる場合の報告は、元請業者名で行うこととなりますので、十分ご注意ください。

● 特別管理産業廃棄物管理責任者の資格

特別管理産業廃棄物管理責任者の資格要件は、感染性産業廃棄物とそれ以外の場合について定められています(施行規則第8条の17)。

廃棄物の種類	資格要件
感染性産業廃棄物	①医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士 ②2年以上環境衛生指導員の職にあった者 ③大学等で医学、薬学、保健学、衛生学若しくは獣医学の課程を修めて卒業した者 ④上記と同等以上の知識を有すると認められる者 ・(公社)日本医師会及び(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが共催する「医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」の修了者
感染性産業廃棄物 以外	①2年以上環境衛生指導員の職にあった者 ②大学等の所定の課程を修め卒業した後、一定以上の産業廃棄物の処理に関する技術上の実務経験を有する者(詳細は施行規則参照) ③10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 ④上記と同等以上の知識を有すると認められる者 ・(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」の修了者 ・(公社)日本医師会及び(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが共催する「医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」の修了者 ・平成13年4月1日施行による廃棄物処理法施行規則改正前の規定に基づく厚生労働大臣(又は環境大臣)が認定する講習の修了者 ・(一社)環境総合研究所の実施する「特別管理産業廃棄物管理責任者講習会」の修了者 ・厚生労働大臣(又は環境大臣)が認定した(公財)全国生活衛生営業指導センターの実施する「クリーニング業のための特別管理産業廃棄物管理責任者講習」を修了したクリーニング師(クリーニング業に限る。)

※ 講習受講の問合せ及び申込先

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター (JWセンター) TEL: 03-5807-5913

〒110-0005 東京都台東区上野3丁目24番6号 上野フロンティアタワー 13階

一般社団法人 環境総合研究所 TEL: 011-556-4337

〒060-0007 札幌市中央区北7条西15丁目 川ロビル

※ 環境総合研究所の講習会は、北海道、札幌市、旭川市、函館市でのみ有効で、一部認定されていない場合もあります。詳しくは15ページの北海道内の産業廃棄物担当部局へお問合せください。

(3) 帳簿の記載及び保存

特別管理産業廃棄物を生ずる事業者は事業場ごとに帳簿を備え、特別管理産業廃棄物の種類ごとに次の記載事項に従って処理の状況を記載しなければなりません。また、帳簿は1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間、事業場ごとに保存しなければなりません(法第12条の2第14項)。

● 帳簿の記載事項

特別管理産業廃棄物を排出する事業者の帳簿(施行規則第8条の18)

区 分	記 載 す べ き 事 項
運 搬	① 当該特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 ② 運搬年月日 ③ 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 ④ 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
処 分	① 当該特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 ② 処分年月日 ③ 処分方法ごとの処分量 ④ 処分(埋処分を除く。)後の廃棄物の持出先ごとの持出量

※1 前月中のものを毎月末までに記載してください。

※2 帳簿の記載方法については、88ページの作成例を参照してください。

※3 運搬又は処分を委託した場合には、紙マニフェストや電子マニフェストの受渡確認票又はデータのダウンロードにより、帳簿の記載に代えることが可能ですが、記載すべき事項に不足がないか確認し、必要な補足を行ってください。

2 医療関係機関等の方へ

医療関係機関等から排出される感染性廃棄物は、法で定める特別管理産業廃棄物にあたります。
感染性廃棄物を処理するにあたっては、法に基づいて適正に処理するために必要な手順を具体的に示した「**廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル**」(環境省)に基づいて行ってください。
※環境省URL(https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/post_36.html)

(1) 感染性廃棄物

「感染性廃棄物」とは、医療関係機関等から発生し、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいいます。

感染性廃棄物の具体的な判断は、次に基づいて行います。

1 形状の観点

- (1) 血液、血清、血漿及び体液(精液を含む。)(以下「血液等」という。)
- (2) 手術等に伴って発生する病理廃棄物(摘出又は切除された臓器、組織、郭清に伴う皮膚等)
- (3) 血液等が付着した鋭利なもの
- (4) 病原体に関連した試験、検査等に用いられたもの

2 排出場所の観点

感染症病床、結核病床、手術室、緊急外来室、集中治療室及び検査室(以下「感染症病床等」という。)において治療、検査等に使用された後、排出されたもの

3 感染症の種類の観点

- (1) 感染症法の一類、二類、三類感染症、指定感染症及び新感染症並びに結核の治療、検査等に使用された後、排出されたもの
- (2) 感染症法の四類及び五類感染症の治療、検査等に使用された後、排出された医療器材、ディスプレイ製品、衛生材料等(ただし、紙おむつについては、特定の感染症に係るもの等に限る。)

通常、医療関係機関等から排出される廃棄物は「形状」、「排出場所」及び「感染症の種類」の観点から感染性廃棄物の該当性について判断ができますが、これらいずれの観点からでも判断できない場合であっても、血液等その他の付着の程度やこれらが付着した廃棄物の形状、性状の違いにより、専門知識を有する者(医師、歯科医師及び獣医師)によって感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物となります。

なお、非感染性の廃棄物であっても、鋭利なものについては感染性廃棄物と同等の取扱いをする必要があります。

○特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

施設内の感染性廃棄物の分別、保管、処理などの状況をチェックするため管理責任者を置いてください。また、設置又は変更したときは、30日以内に市長に報告しなければなりません。

○多量排出事業者

前年度に特別管理産業廃棄物を50t以上発生させた場合、処理計画の策定を行い、計画書や報告書を札幌市長に提出する必要があります(54ページ参照)。

○処理状況の把握

感染性廃棄物の処理が適正に行われているかどうか常に把握し、処理について帳簿の作成及び保存を行わなければなりません。

帳簿は1年ごとに閉鎖し、5年間保存しなければなりません。

処理を業者に委託している医療関係機関等は、締結した契約に基づいて適正な処理が行われているかどうかを、産業廃棄物管理票(manifesto)の管理等を通じて把握してください。

○電子manifestoの義務化

前々年度の特別管理産業廃棄物(PCB廃棄物を除く)の発生量が年間50t以上の事業場を設置している排出事業者は、当該事業場から生じる特別管理産業廃棄物(PCB廃棄物を除く)の処理を委託する場合、電子manifestoの使用が義務付けられています(13ページ参照)。

○管理規定の作成

施設内における感染性廃棄物の取扱いについて、必要に応じて管理規定を作成してください。

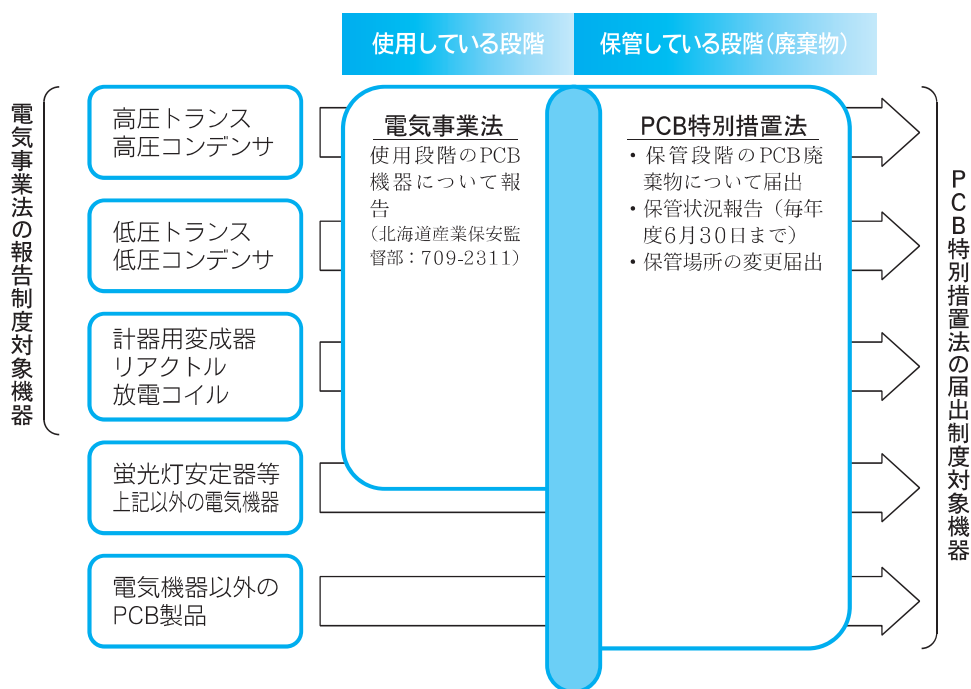
管理体制

3 PCB保管事業者の方へ

PCBは、電気絶縁性等に優れているため、トランスなどの電気機器の絶縁油等に使用されていました。しかし、その毒性から製造が中止になり、平成13年に制定された「PCB特別措置法」により厳しい規制の対象となりました。その後平成28年に処分期間が規定され、保管事業者は札幌市へ必要な届出をするとともに、期間内に適正に処理を行う必要があります。

(1) 届出について

PCBを含む電気機器には、コンデンサ・トランス、照明器具の安定器などがあり、処理されるまでの間、適切に保管する必要があります。保管した場合には**札幌市長への届出**が必要となります。また、使用中の対象機器については、電気事業法による**北海道産業保安監督部への報告**が必要となります。



(2) 処理について

PCB廃棄物は濃度によって高濃度と低濃度に分かります。PCB混入の有無については、機器の銘盤を確認の上、製造メーカー等にお問い合わせください。PCB混入の有無を判断できない場合は、機器に封入される絶縁油の分析を行い、PCB混入の有無を確認していただく必要があります。

高濃度PCB廃棄物については室蘭市内に設置されている処理施設で処理を行い、低濃度PCB廃棄物については、廃棄物処理法に基づく国の無害化処理認定施設や、都道府県知事等の許可を受けた施設で処理を行わなくてはなりません。

なお、処分については濃度等により以下の処分期間が設定されております。

高濃度PCB含有トランス、コンデンサ類・・・令和4年3月31日まで(処分期間終了)
 安定器、高濃度PCB汚染物……………令和5年3月31日まで(処分期間終了)
 低濃度PCB廃棄物……………令和9年3月31日まで

低濃度PCB廃棄物に関して

環境省

廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設について

◇HP:<https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>